

生活困窮者自立支援法とホームレスの自立の支援等に関する特別措置法との整理に関する要望

(平成26年7月特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構)

(生活困窮者自立支援法の運用に関する要望は●で、その他要望は○で区別いたしました。※は参考です。また併せて別添の要望(図)も御覧ください。)

【「国の世話になるのは申し訳ない」「からだの動くうちはがんばりたい」などの思いから、また、「親族に扶養義務の照会が行くことを避けたい」などの理由から、ホームレス状態であるにもかかわらず、生活保護を受けることを希望しない者が多い。施策のはざまに落ちて、路上に残っているこれらの者に届く対策が、最も必要とされている】

●住宅確保給付金について、生活保護に包摂されにくいホームレス状態にある者が、活用しうるものとなるよう、要件を緩和されたい。

※ホームレス総合相談事業や巡回相談等により、また、シェルター事業や就労支援事業等により、ホームレス状態にあることが確認される者については、現在の住宅手当の要件である「離職後2年以内」「65歳未満」等の条件を、住宅確保給付金において緩和する。

※また、住宅手当の要件のひとつ「就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う」については、住宅確保給付金において就労支援事業等への参加や自主的な都市雑業が勘案されるような制度にする。

●保護を必要とする状態の生活水準にある者が、生活保護を希望せず、仕事に就くことを求めており、特段の疾病等が見られないが、相談内容から高齢等の理由によりすぐには自立に至る就職が困難である場合は、就労準備支援事業に参加することで、生活費を得ることが可能となるように、就労準備支援事業を実状に合わせて運用されたい。

※生活保護法は申請主義であるが、生活困窮者自立支援法は、申請主義ではなくアウトリーチに重点をおいている。そのため、生活困窮者自立支援法では、保護が必要とみなされるが生活保護を希望しない者、または高齢等により自立支援センター入所が適切でない者に対しての支援ツールが必要である。

※新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集(平成26年5月20日)

「就労準備支援事業や就労訓練事業の利用を希望する場合であっても、保護が必要な方については、適切に生活保護につなぐことが基本であり、この場合、生活保護制度の下で各種就労支援を行うこととなる」

→その結果は、生活困窮者自立支援法や生活保護法では包摂されない人々が路上に残り、都市のホームレス問題の解決が進まないことになる。

上記の制度変更が生活困窮者自立支援法の枠で困難な場合は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の継続・拡充が必要である。

○高齢等で自立支援センターの利用に適さない、もしくはたびたび自立支援センターを利用しているが、生活の安定に結びつかないホームレス状態の者に対しては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の措置として、社会的就労および住宅費補助の仕組みを作り、運用されたい。

【一日単位、または年末年始など特定期間のみ、緊急一時的な宿泊所・食事等を提供するシェルターについて】

○一日単位等のシェルター事業については、生活困窮者自立支援法にはなじみにくいですが、現状としては必要とされており、継続・実施されたい。

○あいりん地域の実状は、国の労働政策の影響が大きく、地方自治体だけでは、解決できないため、緊急臨時雇用特例基金のような仕組みを一部残し、国の責任において、シェルター事業を実施されたい。

※平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業）生活困窮者支援体系におけるホームレス緊急一時宿泊事業等に関する調査研究報告書

「一日単位、または年末年始など特定期間のみ、緊急一時的な宿泊所・食事等を提供する」シェルターについて、「新法は、生活困窮者の自立に向け、自立相談支援機関によるアセスメントを通じて包括的な支援を実施するものである。したがって、このような一日単位や特定期間のみ実施するシェルター事業は、新法の趣旨になじみにくい可能性がある。一方、現在の運用を踏まえると、地域の実状によりこのようなシェルター事業に対するニーズがあることに留意する必要がある」

【生活保護経費の抑制策とホームレス状態にある方の自立支援策との連繋について】

○自立を望んでいるが、生活保護を希望しない高齢のホームレス等が、活用できる就労支援制度を、生活保護法の目的に準ずる形で作り、孤立やひきこもりを防止することで、生活保護費のうち過半を占める医療扶助の抑制策を講じるとともに、社会参加の機会を確保されたい。

※全国自治体ホームレス対策連絡協議会「ホームレス自立支援等施策の推進に係る要望書」

「2個別的事項（6）生活保護に関する事項

ア ホームレスの自立を促進する観点から、就労意欲の喚起と稼働能力の見極めを図る自立支援センターを生活保護制度に優先すべきものとして活用できるよう速やかに位置付けを明確にされたい。

イ 一方、高齢や傷病等により就労自立が困難で、他方他施策でも対応困難なホームレスに対し

ては生活保護を適用していることもあり、ホームレスが集中する地方公共団体については、生活保護費の財政負担が一層過重なものとなっている。

こうした財政負担を特定の地方公共団体が一手に負うことは不合理であり、ホームレスへの保護適用にかかる負担が大きく偏ることのないよう、ホームレスを含めた生活保護費全体の財源の検討と併せ、全額国庫負担をお願いしたい。」

※「生活保護費の財政負担が一層過重」… 負担の50%は医療費